

未検挙事件の送致時期及び証拠品の取扱い要領について（例規通達）

【概要】

この要領は、被疑者の特定ができないなどの理由により、犯罪発生後相当な期間を経過しても被疑者の検挙に至らない事件（「未検挙事件」という。）の事件送致時期及び当該事件に係る遺留品等証拠物（「証拠品」という。）の取扱い並びに盗品等の被害者が確認できない証拠品のある事件の取扱いについて、必要な事項を定めたものである。